

修正表(不可抗力関連箇所)

修正箇所	改訂前	改訂後
Ⅱ-8 第2条	(21)「不可抗力」とは、戦争、武力衝突、自然災害又は事故その他甲及び乙の責に記すことの出来ない事由をいう。	(21)「不可抗力」とは、本契約別紙6の定義によるものをいう。
Ⅱ-20 第34条	2 本件施設の引渡し前に、不可抗力により本件工事の施工に関し乙に合理的な増加費用(金融費用を含む。以下本条において同じ。ただし、第36条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)が発生した場合には、甲は、当該増加費用のうち本件工事費の100分の1を超える額を負担する。 3 数次にわたる不可抗力によって前項の増加費用が累積した場合における第2次以降の不可抗力に起因する増加費用の負担については、前項中「当該増加費用」とあるのは「当該増加費用の累計」と、「本件工事費の100分の1を超える額」とあるのは「本件工事費の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として前項を適用する。 4 埋蔵文化財調査で遺構が発見されたこと、又は地中障害物(人骨、不発弾を含む。)が発見されたことにより、本件工事の施工に関し乙に合理的な増加費用が発生した場合には、甲は当該増加費用を負担する。	(2、3は削除) 2 埋蔵文化財調査で遺構が発見されたこと、又は地中障害物(人骨、不発弾を含む。)が発見されたことにより、本件工事の施工に関し乙に合理的な増加費用が発生した場合には、甲は当該増加費用を負担する。
Ⅱ-91 10. 第10章	【要点】 追加	◆定義、範囲、分担を規定する際は、事業の特性を考慮し、事業毎に検討する必要がある。
Ⅱ-91 10. 第10章	【参考】「別紙[6]不可抗力に係る負担」の記載例 3. 不可抗力による増加費用及び損害額の分担 (1)建設工事期間中の損害分担 ① 建設工事期間中に発生した不可抗力による増加費用及び損害額(乙が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、建設工事費等の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額については甲が負担する。	① 建設工事期間中に発生した不可抗力による増加費用及び損害額(乙が不可抗力の事由に関して第36条第1項の規定により付された保険に係る保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、建設工事費等の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額については甲が負担する。ただし、乙が不可抗力の事由に関して第36条第1項の規定により付された保険に係る保険金以外の保険金を受領した場合には、当該保険金額のうち建設工事費等の1%相当額を超える部分は甲の負担部分から控除する。

修正表(不可抗力関連箇所)

修正箇所	改訂前	改訂後
Ⅱ-91 10. 第10章	(2)維持管理運営期間中の損害分担 ① 維持管理運営期間中に発生した不可抗力による増加費用及び損害額(乙が当該不可抗力による保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、不可抗力の事由一件ごとに、不可抗力の発生した年度における維持管理・運営費の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを甲が負担する。	① 維持管理運営期間中に発生した不可抗力による増加費用及び損害額(乙が当該不可抗力の事由に関して第51条第1項の規定により付された保険に係る保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、事業年度ごとに累計し、当該事業年度における累計額が、当該事業年度における維持管理運営費の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを甲が負担する。ただし、乙が不可抗力の事由に関して第51条第1項の規定により付された保険に係る保険金以外の保険金を受領した場合には、当該保険金額のうち維持管理運営費の1%相当額を超える部分は甲の負担部分から控除する。
Ⅱ-91 10. 第10章	追加	【解説】 不可抗力の定義、損失及び損害の範囲、増加費用及び損害額の分担については、事業規模の大きさ等事業の特性を考慮し、事業毎に検討する必要がある。 特に、維持管理運営期間中においては、工事段階では一般的に想定されない事象の発生が考えられる。このため、維持管理運営期間中に、発生した事象の分析を積み重ね、不可抗力の定義、損失及び損害の範囲、増加費用及び損害額の分担等に関する考え方について引き続き検討する必要がある。(維持管理運営期間中の不可抗力による損害については、事由1件毎に1%を超える額を甲が負担する契約を交わした事業もある) 本記載例では、契約上付保が義務付けられている保険より受け取った保険金額を、不可抗力による増加費用及び損害額から除いている。事業者選定過程の事業提案審査において、「甲が求める付保水準以上に、本事業に有効な保険が付されている」ことが加点基準となり、保険を付保することにより加点される事業がある。こうした事業においては、加点対象となった保険から受領した保険金額を、契約上付保が義務付けられている保険同様に、増加費用及び損害額から除く考え方もある。